

第 42 回中国少年サッカー大会 鳥取県大会 大会要項

1. 趣 旨 子どもたちが、サッカー競技を通して身体を鍛え、フェアプレーの精神を
培い、正しく力強く生きることを願って開催する。
2. 名 称 第 42 回中国少年サッカー大会鳥取県大会
3. 主 催 一般財団法人鳥取県サッカー協会
4. 主 管 一般財団法人鳥取県サッカー協会第 4 種委員会
5. 後 援 鳥取県教育委員会（予定）
6. 特別協賛 なし
7. 協 賛 モルテン
8. 協 力 一般財団法人鳥取県サッカー協会第 4 種委員会東部地区委員 ほか
9. 日 程

【地区予選会】

- 東部地区予選会 6 月 2 日（土）[殿ダム記念広場]
中部地区予選会 5 月 27 日（日）[東郷運動公園多目的広場]
西部地区予選会 5 月 26 日（土）[フットボールセンター大山 タ陽の丘神田]

【鳥取県大会】

- 開催日：6 月 9 日（土） ～6 月 10 日（日）
会 場：コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク球技場（鳥取市布勢 146-1）
日 程：6 月 9 日（土） 1 回戦、2 回戦及びフレンドリーマッチ
監督会議 9:00～
開会式 9:30～
第 1 試合 10:30～
6 月 10 日（日） 準決勝、決勝、3 位決定戦
競技日程は別紙による

1 0. 参加資格

- (1)「参加チーム」は、大会実施年度に公益財団法人日本サッカー協会（以下：JFA）第
4 種に加盟登録したチーム（以下「加盟チーム」）であること。
- (2) 上記「参加チーム」の構成は、単一「加盟チーム」に限られ、その「加盟チーム」
は年間を通じて継続的に活動していること。
- (3)「参加選手」は、上記「加盟チーム」に所属する選手であること。
- (4) 地区予選会から県大会に至るまでに、同一「参加選手」が異なる「加盟チーム」へ
の移籍後、再び参加することはできない。
- (5) 第 4 種年代の女子選手については(「クラブ申請」を承認された)同一「クラブ」内
のほかのチームから選手を参加させることも可能とする。但し、都道府県大会から決
勝大会に至るまでに、同一「参加選手」が異なる「加盟登録チーム」で再び参加する
ことはできない。
- (6)「参加チーム」は、同年度の U-12 リーグに参加していることを必須条件とする。
- (7)引率指導者は「参加チーム」を掌握指導する責任ある指導者であること。また、内 1
名以上が JFA 公認コーチ資格（D 級コーチ以上）を有すること。
- (8)「参加選手」は健康であり、且つ保護者の同意を得ること。

1 1. 参加チームとその数

- (1)「参加チーム」は大会実施年度の「鳥取県 U-12 サッカーリーグ」および本大会
地区予選会を勝ち抜いた 16 チームとする。

【内訳：東部地区代表（7）、中部地区代表（3）、西部地区代表（6）】

1 2. 大会形式

- (1) トーナメント：出場 16 チームによるトーナメント戦を行う。
- (2) 大会 1 日目は 1 回戦、2 回戦及びフレンドリーを行う。大会 2 日目は 4 チームによる、準決勝、決勝、3 位決定戦を行う。

1 3. 競技規則 大会実施年度の JFA 「8 人制サッカー競技規則」による。

1 4. 競技会規定

(1) 競技のフィールド

表面は、人工芝または天然芝とする。

フィールドの長さ（タッチライン）は 68m 以内、幅（ゴールライン）は 50m 以内とする。

ゴールエリア 4m、ペナルティーエリア 12m、ペナルティーマーク 8m、ペナルティーアークとセンターサークルの半径は 7m とする。

(2) 試合球 少年用 4 号球を使用する。

(3) 競技者の数

① 競技者の数：8 名

※8 人に満たない場合は試合を開始しない。試合中に怪我等による人数不足により 8 人に満たなくなった場合には、そのまま続行する。

② 交代要員の数：8 名以内

③ 交代を行うことができる数：制限なし

※交代して退いた競技者は交代要員となり、再び出場することができる。

(4) 役員の数：ベンチ入りできる役員の数：3 名以内

(5) 交代の手続き：

① 交代して退く競技者は、交代ゾーンからフィールドの外に出る。

② 交代要員は、交代ゾーンからフィールドに入り、競技者となる。

③ 交代は、ボールがインプレー中、アウトオブプレー中にかかわらず行うことができる。

注）ただし、交代で退く競技者が負傷している場合は、主審の承認を得た上でどこからフィールドを離れてもよい。

④ 交代について、主審、補助審判の承認を得る必要はない。

⑤ ゴールキーパーは、事前に主審に通知した上で、試合の停止中に入れ替わることができる。

(6) テクニカルエリア：設置する

※その都度ただ 1 人の引率指導者のみが戦略的指示を伝えることができる。

(7) 競技者の用具：ユニフォーム

a. 大会実施年度の JFA「ユニフォーム規程（平成 29 年 2 月 1 日施行版）」に則る。ただし、施行前の規定を適用することができる。また、色彩の異なるアンダーシャツ、アンダーパンツについては、審判員および運営者と対戦チームの許可を得た上で着用することができる。

b. 選手番号については、事前のエントリー表に試合ごとに選手番号を記入し個人を特定する。

c. ユニフォームへの広告表示については JFA「ユニフォーム規程」に基づき承認された場合のみこれを認める。

(8) 試合時間

① トーナメント：40 分（前後半各 20 分）とする。

ハーフタイムのインターバル（前半終了から後半開始まで）：原則 10 分間

② フレンドリーマッチ：30 分（前後半各 15 分）とする。

③規定の試合時間内に勝敗が決しない場合

- a.トーナメント：10 分間(前後半各 5 分)の延長戦を行い、なお決しない場合はペナルティキック方式（3 人制）により勝利チームを決定する。

延長戦に入る前のインターバル：原則 5 分間

ペナルティキック方式に入る前のインターバル：原則 1 分間

- b.フレンドリーマッチ：ペナルティキック方式（3 人制）により勝利チームを決定する。ペナルティキック方式に入る前のインターバル：原則 1 分間

(9)その他

- a.地区予選会及び県大会準々決勝までのすべての試合は、主審 1 名と補助審判員 1 名の計 2 名にて行う。準決勝及び 3 位決定戦、決勝においては、1 人の主審と 2 人の副審と第 4 の審判員が指名される。
- b.暑熱下において、前半および後半中程に飲水タイムを採用することがある。
- c.負傷者の対応：主審が認めた場合のみ、最大 2 名ピッチへの入場を許可される

1 5. 懲 罰

- (1) 地区予選会と県大会は懲罰規定上の同一競技会とみなし、地区予選会終了時点で退場・退席による未消化の出場停止処分は県大会において順次消化する。
- (2) 本大会は、本協会「懲罰規程」に則り、大会規律委員会を設ける。
- (3) 大会規律委員会の委員長は当協会第 4 種委員長とし、委員については委員長が決定する。
- (4) 本大会期間中に警告を 2 回受けた選手は、本大会の次の 1 試合に出場できない。
- (5) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に次の 1 試合に出場できず、それ以降の処置については規律委員会において決定する。競技者が退場を命じられた場合は、その競技者のチームは交代要員の中から競技者を補充することができる。主審は競技者が補充されようとしている間は、試合を停止する。
- (6) 本協会諸規程および本記載事項にない事例に関しては、大会規律委員会にて決定する。

1 6. 大会参加申込

- (1) 1 チームあたり 20 名（帯同審判員を含む役員 2 名以上 4 名以内、選手 16 名）を最大とする。
- (2) 参加チームは、所定の用紙に必要事項を記入の上、各地区の大会担当者へ送付すること。
- (3) 登録後の選手変更は原則として認めない。
傷病傷害を理由とする参加選手の変更は認めることとし、大会当日の監督会議までに、鳥取県サッカー協会第 4 種委員長まで、医師が発行する診断書を添えて申請すること。

1 7. 参加料 なし

- 1 8. 選手証 各チームの登録選手は、JFA 発行の選手証（写真を貼付したもの）を持参すること。ただし写真貼付により、顔の認識が出来るものであること。
※選手証とは JFA WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを示す。

1 9. 表 彰 以下の通り実施する。

- (1) 優勝、準優勝、第 3 位チームにトロフィおよび表彰状を授与する。
- (2) その他、本協会第 4 種委員会が別途定める規程に基づき表彰を行うことができる。

20. 交通・宿泊 各チームにて対応すること。
21. 傷害保険 チームの責任においてスポーツ傷害保険等に参加すること。
22. 応急処置 大会期間中に疾病・障害が発生した場合、大会側は応急処置のみを行うものとする。
23. その他
- (1) 開会式における選手宣誓は「各地区第1代表」チームの代表選手が行うこととする。
 - (2) 上位3チームには、7月14日（土）から7月16日（祝・月）に広島県で開催される「中国大会」、また、上位4チームには、6月30日、7月1日に島根県浜山で開催される「全山陰少年サッカー選手権大会」に出場する権利を与える。
 - (3) 大会要項に規定されていない事項については主管委員会において協議の上決定する。